

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和5年度
	金 額
1. 当期末処分剰余金	232,729,268
2. 剰余金処分数額	26,132,534
(1) 出資配当金	26,132,534
3. 次期繰越剰余金	206,596,734

科 目	令和4年度
	金 額
1. 当期末処分剰余金	422,554,321
2. 剰余金処分数額	188,475,314
(1) 利益準備金	40,000,000
(2) 任意積立金	100,000,000
経営基盤安定化積立金	100,000,000
(3) 出資配当金	25,642,814
(4) 事業分量配当金	22,832,500
3. 次期繰越剰余金	234,079,007

注)

- 普通出資に対する配当金に対する配当割合は、次のとおりです。

普通出資に対する配当の割合	
令和5年度	0.75%
令和4年度	0.75%
- 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、積立基準、取崩基準等は別表のとおりです。
- 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和5年度	10,000千円
令和4年度	10,000千円
- 事業分量配当金（令和4年度）は、令和4年度主食用米出荷（期間：8月1日～12月31日、規格外除く）1俵に対し500円で算出しています。

《別表》

種 類	積立目的	積立目標額	積立基準	取崩基準	残 高 (令和5年12月31日現在)
施設整備 積立金	J Aの施設の取得、施設の更新又は施設の修理や修繕・改修、解体にあてるもの	500,000千円	当期剰余金以内	次のような支出があった年度の決算期に、当該支出額を取り崩すことができる。 ①施設の取得又は更新したときの取得額及び施設の修理や修繕・改修、解体が発生したときの支払額が3,000千円を超える場合やその他財務に係る損失の発生額を限度に取り崩す。	500,000千円
経営基盤 安定化積 立金	組合の保有する資産に対するリスクやコンプライアンス責任を果たすための支出及びその他財務に係る臨時損失の発生に備え組合経営基盤の安定を図るため	1,000,000千円	当期剰余金以内	次のような支出があった年度の決算期に、当該支出額を取り崩すことができる。 ①資産に対するリスクやコンプライアンス責任を果たすための支出及びその他財務に係る臨時損失の発生額を限度として取り崩す。	600,000千円